

平成 29 年度個別外部監査結果報告書への対応について

1 個別外部監査の概要

- 平成 29 年度の個別外部監査は、保育事業を対象に平成 29 年 5 月 20 日から 8 月 31 日までの期間で実施されました。
- 個別外部監査に当たっては、保育事業に係る事務事業評価等の検証を行うとともに経済性、効率性、有効性の観点から、①保育料、補助金の今後の扱い、②保育事業の今後の方向性、区立保育園の位置づけを個別論点として監査が行われました。
- その結果、平成 29 年 9 月 3 日に監査人から区に対して「平成 29 年度杉並区個別外部監査報告書」（以下「監査報告」という。）が提出されました。

2 個別外部監査の意見に対する検討

- 個別論点の①保育料、補助金の今後の取扱いに係る監査報告の意見については、行財政改革推進計画に掲げた「保育施設利用者負担の適正化」に向けた取組の中で、検討を進め、平成 30 年度から保育料等の見直しを実施しました。
- 個別論点②保育事業の今後の方向性、区立保育園の位置づけに係る監査報告の意見については、平成 29 年 3 月に行財政改革推進本部の下に設置した「保育のあり方検討部会」の検討事項である区立保育園のあり方と今後の民営化方針等と併せて検討を行いました。「保育のあり方検討部会」が同年 9 月にまとめた報告書の内容（区立保育園の一部を中核園に指定。障害児指定園の拡大及び区立保育園の民営化など）等を、現在改定手続き中の総合計画・実行計画等改定案に反映しました。
- その他の意見についても、必要な検討を行い、対応策をまとめました。

3 監査報告の主な意見に対する対応策

(1) 保育料、補助金の今後の取扱い

監査報告意見の概要	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育料について、国基準を一つの指標として区民税非課税世帯の階層にも一定の負担を求めるなど、全体的に底上げすることが望まれる。 ○ 保育料区分について、受益と負担の関係から、「0歳児」「1・2歳児」「3歳児以上」に分けることが望ましい。 ○ 推定年収D24階層以上(2,150万円以上)の階層区分を追加し、応能負担の観点から保育料を増額することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度から、以下のように保育料等の見直しを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親世帯等を除き、非課税世帯(B階層)について、月額900円～1,400円程度の保育料を設定。 ・ 保育料区分を「0歳児」「1・2歳児」「3歳児以上」に変更。 ・ 高所得世帯の最高階層を引き上げ、2階層を新設。 ○ この結果、平成28年度保育料収入と比較して、改定後の平成30年度は3億2千万円の収入増(見込み)となった。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認証保育所利用者の補助金について認可保育所より低額の負担とならないような補助制度に見直すことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度から、認証保育所等の認可外保育施設利用者への補助制度を見直し、認可保育所に入所した場合の保育料との差額を助成金額(上限あり)とした。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育施設利用のご案内」に保育事業の運営費や保護者負担状況を記載して保護者の正確な理解を得ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度に発行する冊子から保育事業の運営費に対する保護者負担割合等を記載することとした。

(2) 保育事業の今後の方向性、区立保育園の位置づけ

監査報告意見の概要	対応策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育需要予測、国の政策等の各種情報分析を踏まえ、引き続き区として最適な保育環境を確保するよう要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の就業率等から、当面、保育需要は増加する見込みであることを踏まえ、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できるよう、改定手続き中の総合計画・実行計画等の改定案に平成31年度～33年度で必要な認可保育所の整備量(認可外保育施設の認可移行を含む)を反映した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政コストを抑えるため、既存の公設公営園の積極的な民営化が急務である。 ○ 計画的に民営化を進めるためには、比較的施設が新しく、改築工事なしで民営化が可能な施設を対象として考える必要がある。また、指定管理園の民営化も考える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育のあり方検討部会」報告を受け、既に平成32年度に民営化することとした2園のほか、新たに民営化する4園の園名と民営化時期を決定した。 ○ 現在の指定管理園7園を指定管理期間終了時に私立保育所に移行(平成33・34年度予定)することを決定した(一部は、総合計画・実行計画改定案に反映)。

<p>○ 区立保育園の民営化を進める一方、区立保育園が保育プログラム、安全面、衛生面等の標準モデルとしての運営や障害児保育のモデル的機能を果たすよう位置付けることも考えられる。</p>	<p>○ 「保育のあり方検討部会」報告を受け、当面、平成 32 年度に区立保育園 7 園を中核園に指定し、地域の保育施設間の連携・情報共有の促進等を図ること、及び平成 31・32 年度で新たに 7 園を障害児指定園に指定することとし、総合計画・実行計画改定案に反映した。</p>
<p>○ 認証保育所等の認可化の推進は区負担軽減に極めて有効である。また、区保育室は、保育需要の動向を踏まえ、廃止も含めた整理を行うことが求められる。</p>	<p>○ 認証保育所等の認可化は、運営事業者の意向等を踏まえ、移行を支援することとしており、平成 31 年度には 6 事業者が認可移行することとなった。また、区保育室については、保育需要の動向等を踏まえ、4 所を平成 30 年度末で廃止することとした。これらの取組は、引き続き適切に進めていく。</p>
<p>○ 私立保育園に対する人件費補助について、保育定員に対してではなく、利用人員による加算金支出にするなど、実績に応じた加算金となるよう検討が望まれる。</p> <p>○ また、非常勤職員数に対し、一律に加算金を支出するのではなく、実際の勤務時間等に応じた支出区分を検討が必要である。</p> <p>○ 同じく、延長保育の保育士加算について、配置された保育士数及び勤務時間を基準とした支給をすべきである。</p> <p>○ また、対象事業の目的が類似した補助金は、集約する必要があると考える。</p>	<p>○ 私立保育園に対する運営費等に係る区の支出については、運営事業者の意見を聴きながら、平成 32 年度実施に向け必要な見直しを検討していく。</p>

(3) その他

監査報告意見の概要	対応策
<p>○ 育児休業をフルに取得し、0 歳児保育数を減らすため、育児休業終了後に確実に入園できる不公平感のない制度が必要である。</p>	<p>○ 平成 30 年 4 月以降における保育の利用調整指数に「育児休業制度等」の加点を新設（育児休業制度がある保護者の世帯に対する加点は、平成 31 年 4 月以降適用）した。</p>